

猪名川流域総合治水対策協議会要綱（平成27年度版）

（目的）

第1条 本協議会は、流域の都市化に伴い治水の安全度が低下している猪名川流域において、土地の適正な利用計画等、総合的な治水対策のための諸施策を協議のうえ策定し、かつその施策を推進することにより水害を防止し、また軽減を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- 一 治水施設の整備及び流域における適正な保水、遊水機能の維持、確保等について、総合的な治水対策を協議し、流域整備計画を策定すること。
- 二 上記の整備計画推進に関すること。
- 三 総合治水対策に関して、流域住民に理解と協力を求める広報に関すること。
- 四 淀川水系河川整備計画における水害に強い地域づくり協議会の実施に関すること。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、別表－1に掲げるものをもって組織とする。

（座長）

第4条 協議会の座長には、近畿地方整備局長の職にあるものをもってあてる。

2 座長は、必要があるときは、別表－1に掲げるもの以外の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、協議会に委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表－2に掲げるものをもって組織とする。
- 4 幹事会の座長には、近畿地方整備局河川部長の職にあるものをもってあてる。
- 5 座長は、必要があるときは、別表－2に掲げるもの以外の参加を幹事会に求めることができる。

（専門部会）

第6条 幹事会の円滑な運営に資するため専門部会を置く。

- 2 専門部会は、幹事会から委任された事項を処理する。
- 3 専門部会は、別表－3に掲げるものをもって組織とする。
- 4 専門部会の座長には、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものをもってあてる。
- 5 座長は、必要があるときは、別表－3に掲げるもの以外の参加を専門部会に求めることができる。
- 6 各機関は、窓口代表者を選任する。窓口代表者は、専門部会の議事内容にしたがって、その都度、別表－3の中から代表者を選任するものとする。

（会計監査）

第7条 会計監査委員は、協議会委員の推薦により、協議会において指名する。

2 会計監査委員は、会計を監査する。

（事務局）

第8条 協議会事務局は、近畿地方整備局猪名川河川事務所に設ける。事務局長には、猪名川河川事務所長の職にあるものをもってあてる。

（経費）

第9条 本協議会の運営経費は、各構成機関の負担とする。

（会計）

第10条 本協議会の会計事務は、事務局長が処理する。

- 2 事務局長は、予算（案）を作成し、協議会の承認を得なければならない。
- 3 事務局長は、監査の認証を得た後、当該会計年度の決算を協議会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 本協議会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の決議によらなければならない。

附 則 この要綱は、昭和55年9月27日より施行する。

附 則 昭和59年6月14日一部改正。

附 則 平成16年7月5日一部改正。

附 則 平成20年9月25日一部改正。

附 則 平成21年6月29日一部改正。

(別表－ 1)

猪名川流域総合治水対策協議会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	○局 長 、 河川部長
大 阪 府	副 知 事
兵 庫 県	副 知 事
豊 中 市	市 長
池 田 市	市 長
箕 面 市	市 長
豊 能 町	町 長
能 勢 町	町 長
尼 崎 市	市 長
伊 丹 市	市 長
川 西 市	市 長
宝 塚 市	市 長
猪 名 川 町	町 長
水 資 源 機 構	関西・吉野川支社 淀川本部長

注) ○印は座長

(別表－ 2)

猪名川流域総合治水対策協議会 幹事会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	企画部長、○河川部長、猪名川河川事務所長
大 阪 府	政策企画部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長
兵 庫 県	政策部長、県土整備部長、阪神南県民センター長、阪神北県民局長
豊 中 市	都市計画推進部長、都市基盤部長、上下水道局技術部長
池 田 市	都市建設部長、総合政策部長、上下水道部長
箕 面 市	みどりまちづくり部長、みどりまちづくり部次長
豊 能 町	建設環境部長、総務部長、上下水道部長
能 勢 町	総務部長、環境創造部長
尼 崎 市	都市整備局長、企画財政局長
伊 丹 市	市長付参事、総合政策部長、都市活力部長、上下水道局事業管理者
川 西 市	総合政策部長、都市整備部長
宝 塚 市	企画経営部長、都市整備部長、都市安全部長
猪 名 川 町	企画総務部長、まちづくり部長
水 資 源 機 構	関西・吉野川支社 淀川本部次長、一庫ダム管理所長

注) ○印は座長

猪名川流域総合治水対策協議会 専門部会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	○河川調査官、河川計画課長、◎地域河川課長、広域計画課長、猪名川河川事務所長
大 阪 府	◎河川整備課長、下水道室事業課長、公園課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、計画推進課長、都市居住課長、審査指導課長、池田土木事務所長
兵 庫 県	エネルギー対策課長、河川整備課長、◎総合治水課長、下水道課長、都市政策課長、都市政策課土地対策室長、都市計画課長、建築指導課長、市街地整備課長、公園緑地課長、西宮土木事務所長、宝塚土木事務所長
豊 中 市	都市計画推進部住宅課長、都市計画推進部都市計画課長、都市計画推進部建築審査課長、都市計画推進部開発審査課長、都市基盤部交通政策課長、◎都市基盤部水路課長、上下水道局技術部下水道建設課長、上下水道局技術部猪名川流域下水道事務所長
池 田 市	総合政策部政策推進課長、都市建設部まちづくり課長、◎都市建設部みずとみどりの課長
箕 面 市	◎みどりまちづくり部公園緑地室長
豊 能 町	◎建設環境部次長兼建設課長、上下水道部工務課長、総務部総務課長
能 勢 町	◎環境創造部地域整備課長、自治防災課長
尼 崎 市	◎都市整備局土木部河港課長、都市整備局下水道部計画担当課長、都市整備局都市計画部都市計画課長、都市整備局都市計画部建築指導課長、企画財政局政策部政策課長
伊 丹 市	総合政策部政策室主幹、都市活力部都市整備室長、上下水道局整備保全室長、◎総務部危機管理主幹 上下水道局整備保全室管理課長
川 西 市	総合政策部行政経営室主幹、都市整備部まちづくり指導室都市計画課長、都市整備部まちづくり推進室道路整備課長、上下水道局下水道技術室長 都市整備部まちづくり指導室開発指導課、都市整備部まちづくり推進室公園緑地課長、◎都市整備部まちづくり政策室都市・交通政策課長
宝 塚 市	政策推進課長、開発指導課長、◎水政課長
猪 名 川 町	◎建設課長、企画財政課長、都市政策課長、上下水道課長
水資源機構	◎関西・吉野川支社 淀川本部 施設管理課長、一庫ダム管理所所長代理

注) ○印は座長、◎印は窓口代表者

(別表-3-1)

猪名川流域総合治水対策協議会 情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	○河川部水災害予報センター長、企画部防災課長、猪名川河川事務所長
大 阪 府	政策企画部危機管理室防災企画課長、 政策企画部危機管理室防災企画課計画推進グループ課長補佐、 都市整備部河川室河川整備課長、 都市整備部河川室河川整備課計画グループ課長補佐
兵 庫 県	企画県民部災害対策局災害対策課長、 企画県民部災害対策局災害対策課防災・危機管理班長、 県土整備部土木局河川整備課長、 県土整備部土木局河川整備課防災班長
豊 中 市	危機管理課長、都市基盤部水路課主幹、 上下水道局技術部下水道施設課主幹
池 田 市	市長公室危機管理課長、都市建設部みずとみどりの課長
箕 面 市	総務部市民安全政策課担当主査、 みどりまちづくり部公園緑地室室長補佐
豊 能 町	建設環境部次長兼建設課長、建設環境部建設課長補佐、 総務部総務課長、総務部総務課危機管理専門官、 総務部総務課主査
能 勢 町	自治防災課長、地域整備課長、 自治防災課自治防災係主事、地域整備課土木建築係長
尼 崎 市	総務局防災安全部防災対策課長、 消防局消防防災課長
伊 丹 市	総務部危機管理室主幹、都市活力部都市整備室都市計画課長、 上下水道局整備保全室管理課長
川 西 市	総務部危機管理室主幹
宝 塚 市	都市安全部生活安全室水政課長、 都市安全部危機管理室総合防災課係長
猪 名 川 町	企画総務部総務課長、危機管理室長
水資源機構	関西・吉野川支社 淀川本部 施設管理課長、一庫ダム管理所長代理

注) ○印は座長

(別表-3-2)

猪名川流域総合治水対策協議会 排水ポンプの運転調整に関する専門部会

機 関 名	役 職 名
近畿地方整備局	○河川部河川管理課長、猪名川河川事務所長
大 阪 府	下水道室事業課長、北部流域下水道事務所長、 都市整備部河川室河川整備課長、池田土木事務所長
兵 庫 県	阪神南県民センター西宮土木事務所長、 阪神北県民局県宝塚土木事務所長、県土整備部土木局河川整備課長
豊 中 市	上下水道局技術部下水道管理課長、 上下水道局技術部下水道施設課長、 上下水道局技術部下水道建設課長、 都市基盤部水路課主幹
池 田 市	都市建設部みずとみどりの課長、上下水道部下水処理場長
箕 面 市	みどりまちづくり部公園緑地室長、上下水道局下水道課長
豊 能 町	建設環境部次長兼建設課長、上下水道部工務課長
能 勢 町	環境創造部地域整備課長
尼 崎 市	総務局防災安全部防災対策課長、 都市整備局土木部河港課長、 都市整備局下水道部計画担当課長、 都市整備局下水道部北部浄化センター所長
伊 丹 市	総務部危機管理主幹、上下水道局整備保全室管理課長
川 西 市	上下水道局下水道技術室下水道技術課長、総務部危機管理室主幹
宝 塚 市	都市安全部生活安全室水政課長
猪 名 川 町	まちづくり部上下水道課長
水資源機構	一庫ダム管理所所長代理

注) ○印は座長